

生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の借入申込みにあたって

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、収入減により生活が困難になった世帯等で、当座の生活を維持していくための費用として借入れすることができます。
- 2 申込みにあたっては、①借入申込書、②重要事項説明書、③借用書、④申立書、⑤住民票（世帯全員が記載されており、借入申込書と住所が一致しているもの）、⑥通帳またはキャッシュカードの写し、⑦本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）が必要です。また、借用書作成の際に印鑑も必要です。
- 3 上記証明書類等を持参していない方、あるいは身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない方は申込みできません。
- 4 原則として、申込みは借入れを希望する本人が行うことができます。ただし、感染者本人もしくは同一世帯員に感染者がいるなどの濃厚接触者の方の場合は、別途相談いたします。
- 5 虚偽などの不正が認められた場合は、貸付けできません。原則として、これまで生活福祉資金を利用し、返済（償還）が滞っている世帯や過去に償還免除した世帯も貸付けできません。
- 6 貸付金は、所定口座へ振込みします。振込みは、申込日より7日～10日程度かかりますのでご了承ください。なお、申込書に記載した内容の確認が必要な場合や口座情報に誤りがある場合は、さらに時間がかかることがあります。
- 7 償還は口座振替となりますので、貸付決定後に「口座振替依頼書」の作成・提出をお願いします。
- 8 貸付金は1年以内の据置き後、2年以内に償還していただきます。貸付は無利子ですが、返済期間経過後は残元金に対して延滞利子（年利 3.0%）が日々加算されます。
- 9 借入申込者及び借入申込者の世帯に属するものが暴力団員である場合には貸付けを行うことが出来ません。また、本会が必要に応じ官公署から暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意いただけない方にも貸付けはできません。

以上の事項をすべて了承した方が借入れの申込みを行えます。